

茨木市北部丘陵（国際文化公園都市）開発についての市民投票に関する条例制定請求書
茨木市北部丘陵（国際文化公園都市）開発についての市民投票に関する条例制定請求の要旨

一 請求の要旨

茨木北部丘陵（国際文化公園都市）開発はいよいよ来年着工という大きな節目を迎えています。法律では事業主体である住宅・都市整備公団が、この開発の可否について市長に意見を聴取することになっていますが、市長は市民や関係者に十分説明しないまま、「着工を認める」という回答を強行しました。私たちはこうした非民主的なやり方に心から怒りを覚えています。よってこうしたことが繰り返されないために、本開発行為の土地区画整理事業計画案とそれに対する市長の回答について住民投票を実施し、以後の本開発行為の行政運営にいかされるよう求めます。

もとより北部丘陵開発はその規模や与える影響から見て、茨木市にとって史上空前のものであることはいうまでもありません。ところが住民団体が実施した、市内全自治会長を対象にしたアンケート調査でも、回答した自治会長の四割が計画内容を「知らない」と答えています。とくに交通渋滞や水害や土砂災害を危惧する声が、開発地域周辺の自治会長の中で四割近くにのぼっています。

このように多くの市民が「知らない」「心配だ」と感じている中で、市の将来を左右する大規模開発に着手することは問題です。

また市民の中には「環境アセスメントも不十分で、ぼう大な自然を破壊し、そこに棲む貴重な動植物の生態系を根こそぎ奪う乱開発計画である」「バブル経済の破たんて誘致の見通しが無い大規模なホテル、商業施設、企業進出や高額な住宅需要をあてにして行なう、こうした開発は時代錯誤。結局失敗のつけを現市民が背負うこととなり、既存の街づくりや高齢者福祉充実などに重大な支障となる」という指摘が根強くあります。

これに対し市は「民間まかせなら、乱開発になる心配もあるが、公団をはじめ大阪府や茨木市が中心となって、国際的な機能を有し、学術文化面の充実を図りながら、緑あふれる夢のある街づくりをすすめる」「全国的には大規模プロジェクトが行き詰まっている例もあるが、この計画は立地にも恵まれ、しかも長期にわたる計画なので、その内に経済も持ち直す」としていますが、環境や多額の市民負担などで、はかり知れない影響を与える大規模開発計画に対する市民の不安や疑問に十分こたえる具体的な回答を示さないまま着工することもさらに問題です。

すでに欧米では地方自治体が住民生活に重大な影響を与える問題を決定する場合や決定した場合は、住民投票を行なうのが、民主政治の基本として定着しています。わが国でも近年、住民投票の実施を望む声が必要な流れになっていますが、茨木市でもこうした重大問題の決定時にあたって、住民投票を行なうのは、地方自治の立場から見ても当然のことではないでしょうか。

二 請求代表者

住所	茨木市北春日丘二丁目八番三十三号	職業	弁護士	氏名
住所	茨木市下穂積一丁目三番五百十九号	職業	保育園園長	氏名
住所	茨木市水尾一丁目十三番二十四号	職業	無職	氏名
住所	茨木市南安威三丁目十二番十一号	職業	会社員	氏名
住所	茨木市東奈良二丁目十二番十号	職業	専門学校講師	氏名
住所	茨木市若園町九番二十号	職業	医師	氏名
住所	茨木市春日四丁目九番六号	職業	無職	氏名
住所	茨木市南安威二丁目二番五一五百四号	職業	大学教授	氏名

右、地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙条例案をそえて条例の制定を請求いたします。

平成五年 月 日

茨木市長 山本末男殿